

物品移設業務委託仕様書

1 適用

この仕様書は秋田県立大曲高等学校における物品移設業務委託（以下「業務」という）について定める。

2 業務履行場所

秋田県立大曲高等学校 秋田県大仙市大曲栄町6番7号

3 業務履行期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

4 業務の内容

秋田県立大曲高等学校の改築に伴い、新校舎へ物品を運搬する。

(1) 日程

梱包資材納入（段ボール箱等）	令和5年7月中旬
事前準備（物品確認、梱包等）	令和5年7月中旬～令和5年8月下旬
事前準備（建物養生等）	令和5年7月中旬
物品運搬	令和5年7月下旬～令和5年10月上旬

※日程は変更する場合がある。

(2) 業務の条件

- ① 物品運送時に公道を走行する必要があるため、貨物自動車運送事業法等の法令に定めのある必要な許可を有していること。
- ② 受注者は、作業日の運搬作業が円滑に行えるように、その手順、日程の詳細について発注者と協議し、作業行程表を作成し発注者に提出すること。

(3) 物品の梱包及び校舎の養生等について

- ① 受注者は、物品又は校舎の破損を防ぐために十分な措置を講ずること。なお、現校舎については養生等を要しない。
- ② 受注者は、運搬及び養生等に必要な車両、機器、梱包（段ボール箱、テープ、エアークラップ等）、養生資材（ボード、テープ、シート等）等を準備すること。なお、梱包に必要な資材の数量は、移設物品の総量に応じて決定することとし、発注者が指示する期日までに引き渡しを行うこと。
- ③ 養生資材について、新校舎の養生を施している期間が3か月程度であるほか、重量物の運搬が想定されるため、床面の養生は耐荷重かつ防災効果のある資材にて行うこと。
- ④ 新校舎の養生について、購入物品の搬入時期と重なるため、床養生等を他者が使用することを承諾すること。その際、養生の機能を著しく損なう損傷があった場合は、使用者及び発注者が現状復旧等の対処を行う。
- ⑤ 受注者の責任による校舎、物品等の破損については、賠償の対象とする。
- ⑥ 作業に伴い発生する養生材、機材、梱包資材等の残材及び不用物は、全て受注者が処分すること。

(4) 移設物品

別紙「移設物品一覧表」のとおり

(5) 移設場所

別紙「校舎平面図」のとおり

(6) 現場確認

移設物品、搬入搬出経路、建物周囲の状況及び移設場所等の確認については、事前に大曲高等学校事務室担当者と日程調整し現場確認を行うこと。

5 提出書類及び時期

(1) 作業行程表

契約締結後5日以内

(2) 写真（作業前・中・後）

業務完了期限まで

(3) 業務完了届

業務完了期限まで

6 負担区分

業務に必要な燃料、機械器具及び消耗雑材類は、受注者の負担とする。

7 補足事項

(1) 全体

① 特別な事情がある場合を除き運搬にエレベーターを使用することができる。

かご内寸：W1400×D1350×H2280mm

出入口：W900×H2100mm

最大積載重量：750kg

② 現校舎からの物品搬出については正面玄関または生徒玄関を使用し、新校舎への搬入は仮設通路等を使用するものとするが、その他出入口も学校運営に支障がない場合は使用することができる。

③ 新校舎周辺は外構工事中であるため一部不整地や運搬経路等の制約がある。

④ 電源、電話線、LANケーブル等の電気機器に係る配線の脱着は発注者が行う。

⑤ 固定されている什器類の取り外し、固定作業は受注が行う。ただし、固定場所等については発注者の指示によるものとする。

(2) 物品

① 原則として、書類や小型教材等の梱包等は発注者が行い、ロッカー、机等は物が入っていない状態で引き渡すものとする。受注者の提供する段ボール等の梱包資材に入らない大きさの物品については梱包しない。

② 原則として、運搬する物品又は梱包済み段ボール箱の移設先記入は発注者が行う。

(3) 運搬物品の変更・増量については、協議の上、作業予定日数及び契約額に変更を生じない範囲で発注者の要望に応じること。

(4) この仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。